



三重県公報

令和2年6月2日 (火)
 第 111 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
353	令和2年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	2
354	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	2
355	証紙の販売所を廃止した旨の届出	(出納局)	3
356	証紙の販売所の名称を変更した旨の届出	(同)	3
357	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	(同)	3
公 告			
	令和2年度三重県登録販売者試験の実施	(薬務感染症対策課)	4
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	4
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	6
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	8
	都市計画の変更案の縦覧	(都市政策課)	8
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を中止する旨	(食品安全課)	8

告 示

三重県告示第 353 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 2 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目	募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女 令和 2 年 6 月 8 日（月）まで	令和 2 年 6 月 13 日（土）又は同月 14 日（日）のいずれか指定する 1 日	令和 2 年 7 月下旬から同年 9 月下旬まで及び令和 3 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の 1 日から起算して 3 月に達する日の翌月の末日現在、33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目	試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女 陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 六軒鎌田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市大平尾町字名残前 366 番 3 地先から 松阪市鎌田町字西沖 884 番 1 地先まで	旧	3.0~44.2	2,273.0
	旧新	14.0~71.4	2,065.0

三重県告示第 355 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止した旨の届出がありました。

令和 2 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	廃止する販売所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
多気郡農業協同組合	大淀支店	多気郡明和町大字大淀甲 2553	令和 2 年 5 月 23 日
	下御糸支店	多気郡明和町大字南藤原 743	
伊賀ふるさと農業協同組合	上野北支店三田野間ふれあい店	伊賀市三田 946 番地の 1	
	上野北支店諏訪ふれあい店	伊賀市諏訪 1612 番地	

三重県告示第 356 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和 2 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称		変更年月日
	旧	新	
多気郡農業協同組合	上御糸支店	明和北支店	令和 2 年 5 月 25 日
伊賀ふるさと農業協同組合	島ヶ原支店（島ヶ原ふれあい店）	上野北支店島ヶ原	令和 2 年 5 月 23 日

三重県告示第 357 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和 2 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
多気郡農業協同組合	明和北支店	多気郡明和町大字佐田 1400-2	多気郡明和町大字行部 525-1	令和 2 年 5 月 25 日

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 8 第 1 項の規定による令和 2 年度三重県登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和 2 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験日時

令和 2 年 9 月 2 日（水） 午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

2 試験会場

津市産業・スポーツセンター（メッセウイング・みえ）
津市北河路町 19-1

※ 試験会場に関するお問い合わせについては薬務感染症対策課薬事班（059-224-2330）へお願いします。

3 試験内容

(1) 試験は多肢択一式による出題でマークシート方式

(2) 試験項目と問題数

前半（午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで）

医薬品に共通する特性と基本的な知識 20 問

主な医薬品とその作用 40 問

後半（午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）

人体の働きと医薬品 20 問

薬事関係法規・制度 20 問

医薬品の適正使用・安全対策 20 問

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 登録販売者試験受験申請書 1 部

イ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に写した無帽正面、上半身像のものであって、縦 4.5 cm、横 3.5 cm のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 受験申請書の提出先

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）

(3) 受験申請書の受付期間

令和 2 年 6 月 15 日（月）から同月 26 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします（ただし、正午から午後 1 時まで並びに土曜日及び日曜日を除きます。）。

(4) 受験手数料

15,000 円の三重県収入証紙を受験申請書に貼り付けてください。

なお、受験申請書提出後は返還しません。

5 合格発表

令和 2 年 10 月 16 日（金）午前 10 時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所（四日市市保健所を含みます。）に掲示します。

また、当日中に三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。

なお、電話・メールによる照会には応じませんが、受験者全員に合格者受験番号一覧を郵送します。

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 2 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査を行った者の名称

津市

- 2 調査を行った期間
平成 28 年 12 月から平成 31 年 2 月まで
- 3 成果の名称
津市香良洲町香良洲③地区の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
津市香良洲町地内
- 5 認証年月日
令和 2 年 5 月 21 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 2 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
桑名市
- 2 調査を行った期間
平成 27 年 11 月から平成 30 年 3 月まで
- 3 成果の名称
桑名市福岡町①の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
桑名市大字福岡町地内
- 5 認証年月日
令和 2 年 5 月 21 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 2 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
鈴鹿市
- 2 調査を行った期間
平成 27 年 1 月から平成 31 年 3 月まで
- 3 成果の名称
鈴鹿市（寺家Ⅴ調査区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
鈴鹿市寺家地内
- 5 認証年月日
令和 2 年 5 月 21 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 2 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
- 2 調査を行った期間
平成 25 年 10 月から平成 31 年 3 月まで
- 3 成果の名称
いなべ市（北勢町二之瀬地区の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

いなべ市北勢町二之瀬・小原一色地内

- 5 認証年月日
令和2年5月21日
-

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和2年6月2日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
 - 2 調査を行った期間
平成24年6月から平成30年3月まで
 - 3 成果の名称
いなべ市（大安町宇賀の一部第4）の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
いなべ市大安町宇賀地内
 - 5 認証年月日
令和2年5月21日
-

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和2年6月2日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
 - 2 調査を行った期間
平成24年7月から平成31年3月まで
 - 3 成果の名称
いなべ市（大安町宇賀の一部第5）の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
いなべ市大安町宇賀地内
 - 5 認証年月日
令和2年5月21日
-

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和2年6月2日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
 - 2 調査を行った期間
平成24年7月から平成31年3月まで
 - 3 成果の名称
いなべ市（北勢町麓村地区の一部）の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
いなべ市北勢町麓村・垣内・東村地内
 - 5 認証年月日
令和2年5月21日
-

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証し

ました。

令和2年6月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
- 2 調査を行った期間
平成25年10月から平成31年3月まで
- 3 成果の名称
いなべ市（員弁町北金井Ⅰの一部第2）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
いなべ市員弁町北金井・西方地内
- 5 認証年月日
令和2年5月21日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和2年6月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曽岬町
- 2 調査を行った期間
平成30年7月から令和元年11月まで
- 3 成果の名称
木曽岬町（近江島地区の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曽岬町大字近江島地内
- 5 認証年月日
令和2年5月21日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和2年6月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
朝日町
- 2 調査を行った期間
平成27年1月から平成30年3月まで
- 3 成果の名称
長須賀①・七反田①・白部子①・十佐①・御田①・長割①の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
朝日町大字小向地内
- 5 認証年月日
令和2年5月21日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和2年6月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
朝日町

- 2 調査を行った期間
平成 25 年 8 月から平成 28 年 3 月まで
- 3 成果の名称
元田②・熊之田・外戸②・三之坪の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
朝日町大字柿・小向地内
- 5 認証年月日
令和 2 年 5 月 21 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、水利施設等保全高度化事業（一般型）一志南部用水地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 2 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 2 年 6 月 3 日から同月 30 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和 2 年 6 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
鈴鹿都市計画区域区分（道伯・稲生地区、野町南部地区、道伯地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び鈴鹿市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和 2 年 6 月 2 日から同月 16 日まで

特定調達公告

令和 2 年 5 月 12 日付け三重県公報第 105 号で公告した下記の一般競争入札を中止します。

令和 2 年 6 月 2 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 中止する一般競争入札の委託業務名
食品衛生事務処理システム再構築及び運用保守業務

2 中止する理由
入札手続に誤りがあり、公平性を欠く入札が行われるおそれがあると認められるため。

3 Summary

This is a notification of the cancellation of the bid announcement which was issued on May 12, please see below for details.

(1) Subject matter of the project:

Development of Food Hygiene Information Processing System

(2) Reason for the cancellation:

It has been recognized that there is a possibility of unfair bidding taking place due to a mistake made in bidding procedures.

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
